

山田地区配水管布設替工事設計業務 特記仕様書

1. 総則

1-1. 適用範囲

本特記仕様書は、三朝町が発注する「山田地区配水管布設替工事設計業務」に適用する。業務の履行に当たっては、本特記仕様書及び以下の図書に準拠する。

- ① 設計業務共通仕様書 鳥取県
- ② 測量業務共通仕様書 鳥取県
- ③ 水道施設設計指針 2012 日本水道協会
- ④ 水道施設設計業務委託標準仕様書 2010 日本水道協会
- ⑤ 水道事業実務必携 全国簡易水道協会
- ⑥ 水道施設耐震工法指針・解説 2022 日本水道協会

1-2. 業務の目的

本業務は、三朝町内の上水道施設の整備のために県道 273 号線三朝温泉木地山線沿いに計画する配水管布設替工事に必要な測量及び詳細設計業務を行うものである。

1-3. 業務従事者

1. 本業務の従事者は業務の特質を考慮して、上水道事業について専門的知識と経験を有する技術者等でなければならない。
2. 受託者は管理技術者及び照査技術者を配置しなければならない。管理技術者には技術士（上下水道部門）またはシビルコンサルティングマネージャー（上水道及び工業用水道部門）の資格保有者、あるいは同種業務について十分な実績及び能力を有し、監督員が適当と認める者を配置しなければならない。
3. 受託者は必要な数の従事者を配置しなければならない。

2. 業務概要

- (1) 業務の名称 山田地区配水管布設替工事設計業務
- (2) 履行場所 三朝町山田
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 25 日まで
- (4) 測量業務数量
 1. 4 級基準点測量 10 点
 2. 現地測量 (1/500) A=6,000 m² 1 式
 3. 中心線測量 0.7 km
 4. 縦断測量 0.7 km
 5. 横断測量 0.7 km
- (5) 設計業務数量
 1. 配水管布設設計 (L=700m) 1 式
 2. 関係機関協議資料作成 1 式
 3. 設計協議 1 式

3. 業務内容

3-1. 測量

(1) 基準点測量

現地測量を行うにあたり、4級基準点を設置する。

(2) 現地測量

配水管布設設計に必要な現況地形、道路施設、河川施設、構造物及び地下埋設物等の位置を把握するため現地測量を行い、詳細平面図を作成する。

(3) 中心線測量及び縦断測量

設計及び関係機関協議に必要な路線の中心線測量及び縦断測量を行う。

(4) 横断測量

設計及び関係機関協議に必要な路線の横断測量を行う。

3-2. 設計

(1) 配水管布設設計

地形・地物・既設埋設物及び道路条件等を十分に調査し、維持管理性、施工性、経済性及び耐震性を考慮した配水管布設設計を行う。

また、上水道管や温泉配湯管の埋設状況を確認するための試掘調査の必要が生じた場合は、監督員と協議のうえ別途変更契約の対象とする。

(2) 関連機関協議資料作成

全体計画及び設計内容については、国土交通省（河川管理者）・鳥取県（道路管理者）等との協議を行ったうえで、決定する。その際に必要な資料を適宜作成する。

4. 打合せ

本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切りにおいて行う。なお、業務着手時および業務完了時には管理技術者が立ち会うこととする。

- ・業務着手時
- ・中間打合せ
- ・成果納品時
- ・その他監督員が必要と認めるとき

5. 成果品

提出すべき成果品は、以下の通りとする。

5-1. 測量

(1) 報告書（A4版）

1部

(2) 測量成果（電子データ・CD又はDVD-R）

1式

5-2. 設計

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 報告書 (A 4 版) | 1 部 |
| (2) 報告書 (電子データ・CD 又は DVD-R) | 1 式 |
- 以下を含むものとする
- ・ 設計報告書
 - ・ 位置図
 - ・ 平面図
 - ・ 縦断図
 - ・ 横断図
 - ・ 配管詳細図
 - ・ 数量計算書及び工事費算出資料
 - ・ 工事設計書作成資料
 - ・ 関係機関協議資料 (占用申請図面含む)
 - ・ CAD データ及び PDF データ
- ※ その他、監督員が必要と認める資料

6. 疑義

契約書・共通仕様書及び本特記仕様書に明示されていない事項及びその内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議を行い速やかに処理しなければならない。